

# 京都府奨学のための給付金 制服の再購入に係る給付額の加算について

令和8年度版

令和8年度奨学のための給付金の対象となる世帯において、高等学校等で着用を義務付けられている制服が、災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に、加算額を支給します。

## ◆ 対象となる世帯

**Q1** 保護者等の居住地は京都府内ですか？

いいえ

保護者等の居住地の都道府県にお問合せください

はい

**Q2** 高等学校等で着用を義務付けられている制服が、災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要ですか？

はい

**Q3** 令和8年度京都府奨学のための給付金（通常申請）又は令和8年度京都府奨学のための給付金（家計急変）を受給しましたか？

※ 生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯として受給した場合や、令和8年度京都府奨学のための給付金（新入生一部早期給付1回目：4～6月分）のみ受給した場合は「いいえ」に進んでください。

はい

**Q4** 基準日（※）時点で、以下のいずれかに該当しますか？

- ◆ 学校を休学または退学している。
- ◆ 生活保護の認定を受け、生業扶助が措置されている。
- ◆ 就学支援金、学び直し支援金又は新修学支援金のいずれについても受給資格がない。
- ◆ 児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている（母子生活支援施設の高校生等を除く。）。

（※）基準日

【災害等が令和8年7月1日以前に発生した場合】  
令和8年7月1日

【災害等が令和8年7月2日以降に発生した場合】  
制服の再購入に係る給付額の加算に申請した月の翌月の1日  
(災害等が発生したのが制服の再購入に係る給付額の加算に申請した月の1日の場合は申請した月の1日)

該当しない

該当する

いいえ

いいえ

制服の再購入に係る給付金の  
加算対象となります  
(裏面のQ5に進んでください)

制服の再購入に係る給付金の加算の対象にはなりません

## ◆ 京都府奨学のための給付金への加算額について

国公立高等学校等の高校生等 1 人当たり 64,800円(住民税非課税世帯)  
 21,600円(住民税所得割額105,500円未満)  
 16,200円(住民税所得割額182,500円未満)

- ※1……制服の値段に関わらず、定額を加算します。  
 ※2……申請に係る災害等 1 件につき 1 人当たり 1 回に限ります。

## ◆ 必要書類

**Q5** 令和 8 年度京都府奨学のための給付金（通常申請・家計急変）の申請書に記載した事項のいずれかで、今回の申請時に変更があるものはありますか（例：住所・在 school など）

ない

【令和 8 年度京都府奨学のための給付金申請書に記載の事項から変更がない】  
 以下の書類を在 school に提出してください。  
 （申請書を改めて提出いただく必要はありません。）

- 「制服の再購入に係る誓約書」  
 （申請者の方が記入してください。）
- 「制服の再購入に係る証明書」  
 （学校で記入します。未記入のままにしてください。）
- 罹災証明書、または、罹災証明書に類する公的書類（原本）

ある

【令和 8 年度京都府奨学のための給付金申請書に記載の事項から変更がある】  
 以下の書類を在 school に提出してください。

- 「制服の再購入に係る誓約書」（申請者の方が記入してください。）
- 「制服の再購入に係る証明書」（学校で記入します。未記入のままにしてください。）
- 罹災証明書、または、罹災証明書に類する公的書類（原本）
- 京都府奨学のための給付金申請書  
 （通常申請の方は第 1 号様式を、家計急変の方は第 1 号の 2 様式を御提出ください。）

## ◆ 問合せ先

必要な様式等について御案内しますので、書類の提出前に、  
 在 school 又は京都府教育庁指導部高校教育課（以下）に御相談ください。

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係（電話 075-414-5043）  
 受付時間：平日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分